

## 条例施行規則に定めた各種様式等の点検

### 第 1 条（趣旨）

この規則は、北海道地域商業の活性化に関する条例（平成24年北海道条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

規則の目的を定めた条項であることから、妥当とする。

### 第 2 条（一の建物）

条例第 2 条第 2 号の一の建物として規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 屋根、柱又は壁を共通にする建物（当該建物が公共の用に供される道路その他の施設によって 2 以上の部分に隔てられ、機能が一体となっていないときは、その隔てられたそれぞれの部分）
- (2) 位置が隣接し、又は近接する 2 以上の建物であって、機能が一体となっているもの

条例第 2 条の「小売事業施設」を定義するために用いた「一の建物」の内容を示したもので、必要であるとともに、運用上疑義が生じていないことから、妥当とする。

### 第 3 条（基準面積） ～ 後述

### 第 4 条（新設の届出）

条例第18条第 1 項の規定による届出は、別記第 1 号様式の特定小売事業施設新設届出書を提出して行うものとする。

2 条例第18条第 2 項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 特定小売事業施設の新設の予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況
- (2) 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置
- (3) 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分ごとの床面積
- (4) 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村

別記第 1 号様式（第 4 条関係） 特定小売事業施設新設届出書

年 月 日

北海道知事 様

届出者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第 18 条第 1 項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしますので届け出ます。

特定小売事業施設	名称	
	新設の区分	新築 ・ 増築 ・ 改築 ・ 用途の変更
	所在地	
	敷地面積	㎡
	店舗面積の合計	㎡
	延べ床面積	㎡
	主要出店予定小売店舗	
	その他の出店予定小売店舗	
	小売店舗以外の施設の種類及び床面積	
	集客予定数	年・月・日当たり 約 人
集客予定区域（市町村）		

集客予定数及び集客予定区域の根拠	市・町・村 市・町・村	かかから かかから	約 約	人 人
規則第5条第5号に掲げる届出を行う日	許可等の名称		申請又は届出を行う日	
			年 月 日	
			年 月 日	
			年 月 日	
新設の予定地の開発行為の着手予定日	年 月 日			
新設、増築、改築又は用途変更の着手予定日	年 月 日			
営業を開始する日	年 月 日			
地域貢献活動の実施に係る基本方針				

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類特等指定小売店舗立地法第5条第1項第7号の集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村

注1 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注2 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注3 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注4 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注5 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注6 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注7 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注8 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注9 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注10 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注11 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注12 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注13 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注14 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注15 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注16 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注17 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注18 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注19 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注20 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注21 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注22 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注23 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注24 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注25 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注26 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注27 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注28 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注29 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注30 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注31 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注32 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注33 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注34 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注35 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注36 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注37 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注38 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注39 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注40 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注41 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注42 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注43 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注44 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注45 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注46 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注47 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注48 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注49 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注50 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注51 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注52 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注53 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注54 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注55 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注56 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注57 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注58 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注59 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注60 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注61 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注62 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注63 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注64 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注65 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注66 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注67 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注68 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注69 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注70 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注71 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注72 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注73 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注74 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注75 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注76 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注77 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注78 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注79 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注80 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注81 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注82 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注83 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注84 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注85 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注86 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注87 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注88 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注89 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注90 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注91 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注92 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注93 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注94 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注95 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注96 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注97 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注98 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注99 記載する「新規許可等」は、最も早い日

注100 記載する「新規許可等」は、最も早い日

条例18条第1項で定めた届出の様式及び、同第2項で規定した必要な添付資料について定めたもので、届出に際し必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第5条（許可、認可その他の処分）

条例第18条第3項（条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める処分は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の確認
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の許可
- (3) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の許可
- (4) 農地法第4条第1項第7号又は第5条第1項第6号の規定による届出の受理
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の許可
- (6) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出の受理
- (7) 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定による届出（同法第5条第1項第4号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）の受理
- (8) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出の受理

条例第18条第3項で示した法令の規定による許可・認可その他処分を定めたもので、届出時期の確認に必要な規定であることから、妥当とする。

第6条（市町村の範囲）

条例第18条第4項（条例第19条第5項において準用する場合を含む。）の規則で定める市町村は、条例第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定小売事業施設に限り、当該届出に係る条例第18条第1項第7号の集客を予定している区域（条例第19条

第1項の規定により当該区域の変更の届出があった場合は、変更後の区域)の所在する市町村であって、立地市町村及び立地市町村に隣接する市町村以外のものとする。

条例第18条第4項で示した「その他規則で定める市町村」を定めたもので、条例の運用に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第7条（軽微な変更）

条例第19条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 店舗面積の合計及び延べ床面積を減少させる変更（減少後の店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とするものを除く。）
- (2) 店舗面積の合計又は延べ床面積を増加させる変更であって、増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積が、いずれも次のア又はイに掲げる場合に依り当該ア又はイに定める店舗面積の合計又は延べ床面積（以下これらをこの号において「基礎面積」という。）に基礎面積に100分の50を乗じて得た面積を加えた面積を超えないもの
  - ア 条例第18条第1項の規定による届出をしている場合であって、条例第19条第2項の規定による届出をしていないとき 条例第18条第1項の規定による届出に係る店舗面積の合計又は延べ床面積
  - イ 条例第19条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る増加後の店舗面積の合計又は延べ床面積

条例第19条第1項で示した「軽微な変更」について定めたもので、届出の必要性の判断に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第8条（届出事項の変更の届出）

条例第19条第1項又は第2項の規定による届出は、別記第2号様式の特定小売事業施設変更届出書を提出して行うものとする。

- 2 条例第19条第4項の規則で定める事項は、第4条第2項各号に掲げる事項のうち、変更し、又は変更しようとする内容に係るものとする。

別記第2号様式（第8条関係） 特定小売事業施設変更届出書

北海道知事 様 年 月 日

届出者 住所 氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第1項（第2項）の規定により、次のとおり特定小売事業施設の開設に係る届出事項を変更した（変更する）ので届け出ます。

特定小売事業施設の名称			
特定小売事業施設の開設の届出年月日		年 月 日	
特定小売事業施設の出資に係る事項の変更	変更（予定）年月日	年 月 日	
	変更事項	変更前	変更後
	変更内容		
	変更理由		

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

添付書類  
次の図面のうち変更事項に関するものを添付すること。  
1 新設予定地である土地及びその周辺の土地の利用の現況を示す図面  
2 特定小売事業施設の敷地及び当該敷地内の建物の位置を示す図面

- 3 特定小売事業施設内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置及び当該部分の床面積を示す図面  
 4 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域及び当該区域の所在する市町村を示す図面  
 5 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

条例第19条第1項及び第2項で示した「届出事項の変更」に係る様式及びその内容を定めたもので、届出に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第9条（新設の中止の届出）

条例第19条第3項の規定による届出（店舗面積の合計を第3条に規定する面積以下とする変更をすることにより特定小売事業施設の新設をしないこととした場合に係る届出を含む。）は、別記第3号様式の特定小売事業施設新設中止届出書を提出して行うものとする。

別記第3号様式（第9条関係）  
 特定小売事業施設新設中止届出書 年 月 日

北海道知事 様

届出者  
 住 所  
 氏 名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）  
 北海道地域商業の活性化に関する条例第19条第3項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の新設をしないこととしたので届け出ます。

特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
新設をしないこととした理由	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「届出者」欄は、連名で記載すること。

条例第19条第3項で示した「新設の中止の届出」に係る様式を定めたもので、届出に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

### 第10条（出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催）

条例第20条第1項の出店計画説明会及び条例第27条第1項の地域貢献計画説明会は、条例第21条第2項に規定する関係市町村の住民等を対象に開催するものとする。

- 2 条例第20条第1項又は第2項の規定により出店計画説明会を開催しようとする者及び条例第27条第1項又は第2項の規定により地域貢献計画説明会を開催しようとする者は、それらの開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、関係市町村の長の意見を聴くことができる。
- 3 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、別記第4号様式の出店計画（地域貢献計画）説明会開催通知書により行うものとする。
- 4 条例第20条第3項（条例第27条第4項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。
  - (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
  - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に広告物を折り込む方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該公表の内容を周知させるための方法として知事が適当と認める方法

5 条例第20条第3項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 特定小売事業施設の名称
- (2) 特定小売事業施設の所在地
- (3) 条例第20条第1項に規定する新設届出者等又は条例第27条第1項に規定する計画提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (4) 特定小売事業施設に係る集客を予定している区域(市町村の名称)
- (5) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会の開催を予定する日時及び場所

別記第4号様式(第10条関係)  
出店計画(地域貢献計画)説明会開催通知書 年 月 日

北海道知事様  
関係市町村長様

通知者  
住所  
氏名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
北海道地域商業の活性化に関する条例第20条第3項(第27条第4項において準用する同条第20条第3項)の規定により、次のとおり出店計画(地域貢献計画)説明会を開催するので通知します。

記

説明会の区分	出店計画説明会・地域貢献計画説明会
特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
特定小売事業施設の新設の届出年月日	年 月 日
地域貢献活動計画書の届出年月日	年 月 日
説明会開催日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
説明会開催場所	
特定小売事業施設に係る集客予定区域(市町村)	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「通知者」欄は、連名で記載すること。  
2 「説明会の区分」欄は、該当するもの(条例第27条第3項の規定により地域貢献計画説明会と出店計画説明会を併せて開催する場合には、両方に)に○印を付すこと。  
3 「特定小売事業施設の新設の届出年月日」欄は、届出事項の変更の届出をした場合は、当該届出をした年月日を括弧書きで付記すること。

条例第20条及び第27条で定めた出店計画説明会、地域貢献計画説明会の開催に係る手続、様式等について定めたもので、説明会の開催に際して必要な規定であり、実施者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

#### 第11条(出店計画説明会及び地域貢献計画説明会の開催の報告)

条例第20条第4項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、別記第5号様式の出店計画(地域貢献計画)説明会開催報告書を提出して行うものとする。

2 前項の出店計画(地域貢献計画)説明会開催報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第20条第3項(条例第27条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公表をしたことを証する書面
- (2) 出店計画説明会又は地域貢献計画説明会において配付した資料



名称	
所在地	
敷地面積	m <sup>2</sup>
店舗面積の合計	m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>
主要（出店予定） 小売店舗	
その他の（出店予定） 小売店舗	
小売店舗以外の施設 の種類	
集落予定区域 （市町村）	

2 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

3 地域貢献活動の担当者

所属名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。  
 注2 「2 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

条例第25条等で定めた地域貢献活動計画の作成及び提出の様式を定めたもので、計画書の作成及び提出に際して必要な規定であり、提出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第13条（変更後の地域貢献活動計画の提出）

条例第30条第1項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による変更後の地域貢献活動計画の提出は、別記第7号様式の地域貢献活動計画書（変更後）により行うものとする。

別記第7号様式（第13条関係） 地域貢献活動計画書（変更後） 年 月 日

北海道知事 様

提出者 住 所  
氏 名  
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第30条第1項（附則第5項において準用する同条例第30条第1項）の規定により、次のとおり地域貢献活動計画を変更したので提出します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	
地域貢献活動計画書の 提出年月日	年 月 日

2 地域貢献活動計画の変更

変更年月日	年 月 日
変更の理由	

3 変更後の地域貢献活動計画  
 (1) 地域貢献活動の実施に関する計画

項目	活動内容	実施時期	具体的な取組

(2) 地域貢献活動の担当者

所屬名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所屬名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注1 特定小売事業施設を複数の者により設置する場合は、「提出者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」及び「(2) 地域貢献活動の担当者」は、変更後の内容を記載すること。  
 3 「(1) 地域貢献活動の実施に関する計画」は、条例第10条の規定により知事が策定する地域貢献活動指針にのっとり記載することとし、書ききれない場合は、記載を省略し、別添資料として添付すること。

条例第30条第1項で定めた地域貢献活動計画の変更に係る様式を定めたもので、計画の変更に際して必要な規定であり、提出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第14条（地域貢献活動実施状況の報告）

条例第32条第1項（条例附則第3項の規定により読み替えて適用する場合及び条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による報告は、別記第8号様式の地域貢献活動実施状況報告書を提出して行うものとする。

別記第8号様式（第14条関係）

地域貢献活動実施状況報告書

北海道知事 様 年 月 日

報告者

住所

氏名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第32条第1項（附則第5項において準用する同条例第32条第1項）の規定により、次のとおり 年度の地域貢献活動の実施の状況を報告します。

記

1 特定小売事業施設の概要

名称	
所在地	

2 地域貢献活動の実施期間

年	月	日	～	年	月	日
---	---	---	---	---	---	---

3 地域貢献活動の実施の状況

項目	活動内容	実施時期	実績

4 地域貢献活動の担当者

所屬名	
職・氏名	
電話番号等	

<担当者連絡先>

所屬名	
職・氏名	

電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「お着のしす」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。

条例第32条第1項で定めた地域貢献活動の実施状況の報告に係る様式を定めたもので、実施状況の把握に際して必要な規定であり、届出者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第15条（地域貢献活動に関する協定の公表）

条例第33条第2項（条例附則第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表は、当該特定小売事業施設の公衆の見やすい場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

条例第33条第2項で定めた地域貢献活動に関する協定を締結した際の公表の方法について定めたもので、協定の公表に際して必要な規定であり、協定締結者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

第16条（特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出）

条例第34条第1項の規定による特定小売事業施設の撤退に関する書類の提出は、別記第9号様式の特定小売事業施設撤退報告書により行うものとする。

別記第9号様式（第16条関係） 特定小売事業施設撤退報告書 年 月 日

北海道知事 様

報告者  
 住 所  
 氏 名  
 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

北海道地域商業の活性化に関する条例第34条第1項の規定により、次のとおり特定小売事業施設の撤退を決定したので特定小売事業施設撤退報告書を提出します

記

特定小売事業施設の名称	
特定小売事業施設の所在地	
撤退の概要	撤退の時期 年 月 日（予定）
	撤退の理由
撤退後の対応	

<担当者連絡先>

所属名	
職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

注 1 特定小売事業施設を複数の者により設置している場合は、「報告者」欄は、連名で記載すること。  
 2 「撤退後の対応」欄は、後継店舗の確保、施設の管理方法等について記載すること。

条例第34条第1項で定めた撤退に係る様式を定めたもので、撤退に係る情報の把握及び公表に際して必要な規定であり、事業者等から疑義の声も無いことから、妥当とする。

#### 第17条（書類の経由等）

条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、正本1通及び副本1通とし、全て当該特定小売事業施設の所在地を所管する総合振興局長又は振興局長（当該提出に係る特定小売事業施設の所在地が2以上の総合振興局又は振興局の所管区域にわたるときは、そのいずれかの総合振興局又は振興局長）を経由しなければならない。

条例及び規則により定めた書類の提出数及び提出先を定めたもので、書類を提出する事業者にとって必要な規定であり、事業者から疑義の声も無いことから、妥当とする。